

水田活用の直接支払交付金実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定	平成26年4月1日付け25生産第3561号
一部改正	平成27年4月9日付け26生産第3498号
一部改正	平成27年9月30日付け27生産第1842号
一部改正	平成28年3月31日付け27政統第897号
一部改正	平成28年10月11日付け28政統第990号

第1 趣旨

水田活用の直接支払交付金の実施については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産省事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとします。

第2 水田フル活用ビジョンについて

1 作成主体

都道府県が作成し、取りまとめるものとします。地域農業再生協議会が作成することもできるものとしますが、その場合においても、都道府県が取りまとめるものとします。

2 水田フル活用ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。これらの内容について記載した水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。

（1）地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

地域における作物作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

（2）作物ごとの取組方針

（1）を踏まえ、作物（主食用米を含む。2の（3）において同じ。）ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売

先との連携、活用施策等を記載するものとします。併せて、不作付地の解消に取り組む場合は、取組予定面積や作付けする作物等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するものとします。

また、産地戦略枠を活用する場合には、その活用の目的（目指すべき方向性）を記載するものとします。

（３）作物ごとの作付予定面積

作物ごとに、平成25年度の作付面積並びに当年度及び各地域で主体的に定めている目標年次の目標作付面積を記載するものとします。ただし、平成28年度特別交付金を活用する場合にあっては、高収益作物の作物区分ごとに平成28年度の作付計画面積を超える平成29年度作付目標面積を定めるとともに、当該作付目標面積の設定の考え方を具体的に記載するものとします。

（４）平成28年度に向けた取組及び目標

産地交付金により支援するものとする取組のうち、

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

に該当するものについては、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向け、対象作物・取組ごとに、現状値（平成25年度の数値）、目標値（平成28年度の数値）等を記載するものとします。この場合、平成28年度の目標については、取組実績を把握できる、取組面積、生産量等の客観的な目標を設定するものとします。

産地戦略枠については、これらの目標の達成に向けた取組に充てなければならないものとします。また、配分のうち産地戦略枠以外の枠（以下「従来枠」という。）から産地戦略枠への振替を徐々に行うこととしている中で、従来枠及び追加配分枠をこれらの目標の達成に向けた取組に充てることは差し支えないものとします。

また、産地戦略枠において、同一内容・単価での支援を平成27年度

以降一定期間（４年間以上）継続しようとする場合には、少なくとも３年の間に１度を目途に目標の達成度に対する評価検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

（５）産地戦略枠の取組の分類について

（４）のアからウまでに分類されるそれぞれの取組の内容は、別表のとおりとします。

（注）支援要件として、複数の取組を選択肢として示している場合、その選択肢の取組内容の全てがイ又はウに該当しないときには、その分類はアとします。

（６）産地交付金の活用方法の明細

配分（産地戦略枠と従来枠）、追加配分及び平成28年度特別交付金の別に、支援対象となる作物、具体的な用途（取組内容）、単価等を記載するものとします。

3 公表等

2の（１）から（４）までについては、要綱別紙16の2のi）の（7）及びii）の（4）に基づく承認がなされた後、概ね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

また、水田フル活用ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の長は、都道府県に対し、9月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします（様式第1号）。

第3 飼料用米、米粉用米の収量に応じた支払いについて

1 飼料用米、米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日

付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙4の第5の1)に、飼料用米、米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容(多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合(生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。)の取組内容)を記載しなければならないものとします。

(※) 区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の1に規定する出荷方式をいいます。

2 飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとします。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量 (※)
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の別添2の方法により調整した数量

(※) 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類(販売伝票の写し等)の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

第4 産地交付金の追加配分について

1 追加配分の対象となる取組

(1) 飼料用米、米粉用米に係る多収品種の取組

多収品種(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3に規定する品種をいう。)での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行うものとします。

(2) 加工用米に係る複数年契約の取組

加工用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす複数年(平

成26年産から平成28年産までの3年分、平成27年産から平成29年産までの3年分又は平成28年産から新たに結ぶ平成28年産から平成30年産までの3年分を含むもの)の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

- ① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。
- ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。

また、生産者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る生産者名並びに生産者ごとの各年の出荷数量（生産予定数量）及び作付面積の一覧表（様式第2号-1）が、需要者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る需要者名及び需要者ごとの各年の契約数量の一覧表（様式第2号-2）が販売契約書に添付されていること。

- ③ 平成26年産から平成28年産についての契約数量、平成27年産から平成29年産についての契約数量又は平成28年産から新たに結ぶ平成28年産から平成30年産についての契約数量が維持又は増加するもの（ただし、平成28年産から平成29年産にかけての契約数量の増加分及び平成29年産から平成30年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外とする。）であること。

(※) 加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合において、平成26年産から平成28年産、平成27年産から平成29年産又は平成28年産から平成30年産についても引き続き当該取組を継続して行うものとして2の(5)から(7)までの規定による確認を受けた場合には、当該取組についても追加配分を行うものとします。

(3) 備蓄米の取組

備蓄米の政府買入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組について、追加配分を行うものとします。

(4) そば・なたねの取組

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(※) 自家加工については、要綱様式第10-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 追加配分の手順

(1) 要綱第2の4の(1)の交付申請者は、1の(1)、(2)又は(4)に掲げる追加配分に係る取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の多収品種	・多収品種の種子購入伝票の写し
加工用米の複数年契約	・生産者等と需要者等との間での販売契約書の写し（平成26年産から平成28年産、平成27年産から平成29年産又は平成28年産から平成30年産までの3年間以上の契約のもの） ・契約ごと及び年産ごとの生産者リスト ※前年に上記書類を提出しており、当該書類に変更がない場合にあつては、添付の必要はありません。
そば・なたねの作付け	・出荷・販売契約書の写し

(2) 飼料用米、米粉用米に係る多収品種の取組に関し、自家採種した多収品種の種子を用いる場合には、上記の添付書類のうち、多収品種の種子購入伝票の写しに代えて、多収品種の種子のこれまでの増殖実績

を記した書類（様式第3号）及び導入当初の種子の購入伝票の写しを全て添付するものとします。

（3）加工用米に係る複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

（4）加工用米に係る複数年契約の取組に関し、前年までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合には、上記の添付書類に代えて、平成26年産から平成28年産までの加工用米、平成27年産から平成29年産までの加工用米又は平成28年産から平成30年産までの加工用米を確実に自家加工に供する旨の誓約書（様式第4号）及び生産・加工販売の実績・計画（様式第5号）を添付するものとします。

（※）平成26年産から平成28年産、平成27年産から平成29年産又は平成28年産から平成30年産までの生産・加工販売の計画数量については、維持又は増加するもの（ただし、平成28年産から平成29年産及び平成29年産から平成30年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外とする。）であることを要するものとします。

（5）地域農業再生協議会は、（1）から（4）までに掲げる書類について確認の上、対象面積を様式第6号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

（6）都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった対象面積を速やかに確認し、様式第7号に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、7月31日までに提出するものとします。

（7）国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、各都道府県ごとの追加配分枠を算定し、追加配分を行うものとします。

3 追加配分に係る助成内容の設定

（1）産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分に係る産地交付金について

も、当該追加配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田フル活用ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成の設定に当たっては、要綱別紙16の2の(3)の①から③までに即したものとすることが必要であり、また、畑地を対象とすることはできません。

- (2) なお、(1)の場合においては、交付金額が配分枠の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田フル活用ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

4 追加配分に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、要綱別紙16の4の(3)の実績報告を行うに際しては、1の(1)、(2)及び(4)の取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を様式第8号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を様式第9号に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に提出するものとします。

5 配分額の調整に係る対応

- (1) 飼料用米、米粉用米に係る多収品種の取組に関し、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3の(2)イの品種による取組に係る追加配分については、当該品種に係る作付けの状況、単収の状況等によっては、必要に応じ、次年度において当該品種に係る多収品種の認定の取消し、産地交付金の配分額（追加配分の額を除く。以下同じ。）の調整等の所要の措置を講じるものとします。
- (2) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に関して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるものとします。

また、契約の途中における生産者一覧の変更については、

- ① 農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、経営を引き継いだ生産者が当初のとおり出荷の約束を引き継いだ場合
- ② その他政策統括官が特に認める類型に当てはまる場合には、追加配分の支援を引き続き受けることができます。それ以外の変更が行われた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、2の(6)で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

第5 平成28年度特別交付金について

- 1 要綱別紙16の2のii)の(5)に定める交付申請手続を行う期限は、平成29年1月31日とします。ただし、既存交付金に係る交付申請書が提出されている場合であって、平成28年度特別交付金に係る支援対象となる作物、具体的な使途、単価等が既存交付金の申請内容と同一とみなすことができる場合は、改めて交付申請手続を行うことを要しないこととします。
- 2 高収益作物は、主食用米と比べて面積当たり収益の高い作物として、野菜、花き・花木及び果樹（以下「野菜等」という。）に該当する作物とします。ただし、主食用米と比べて面積当たり収益の高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとします。なお、この場合、変更後の水田フル活用ビジョンの承認手続と併せて、平成29年1月31日までに地方農政局等の承認を得ることとします。
- 3 畑地を対象とすることはできません。

第6 対象作物の作付面積等の状況報告

地域農業再生協議会は、要綱Ⅳの第2の5により生産年の9月30日時点までに確認した作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況

等を様式第10号に取りまとめ、地方農政局等に同年10月10日までに報告するものとします。

附 則（平成27年4月9日付け26生産第3498号）

- 1 この通知による改正は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 交付申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなします。
- 3 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年9月30日付け27生産第1842号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則（平成28年3月31日付け27政統第897号）

- 1 この通知による改正は、平成28年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づき、平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成28年10月11日付け28政統第990号）

この通知は、平成28年10月11日から施行します。